

制定年月日 2005年 2月1日  
改訂年月日 2005年12月1日  
改訂年月日 2006年12月1日  
改訂年月日 2010年12月1日  
改訂年月日 2013年2月20日  
改訂年月日 2015年2月27日  
改訂年月日 2016年4月21日  
改定年月日 2017年4月20日  
改定年月日 2018年4月24日

## 公益社団法人 地盤工学会北陸支部表彰規定

### 第1章 総則

第1条 この規定は、地盤工学の学術並びに技術の発展と学会支部活動の活性化に寄与することを目的に、公益社団法人地盤工学会北陸支部において優れた業績を表彰するために定めたものである。

### 第2章 表彰対象

第2条 表彰は「地盤工学会北陸支部賞（以下、北陸支部賞という）」を授与して行う。北陸支部賞は、原則として次のいずれかに該当する業績を対象として個人（複数可）または団体に授与する。

(1) 技術部門

北陸支部（新潟・富山・石川）で実施した調査、設計及び施工等の個別技術に係る業績

(2) 研究・論文部門

創造性、特殊性が活かされた学術的に優れた研究論文及び研究報告等

(3) 功績部門

①地盤工学会北陸支部の活動に永年従事し、学会の進歩、発展、運営に顕著な貢献をしたと認められる業績等

②地盤工学会関係技術者の育成及び技術力向上に顕著な貢献をしたと認められる業績等

③地盤工学会の広報ならびに社会的地位向上に貢献をしたと認められる業績等

(4) 企画部門

地盤工学に関連して、北陸支部内で実施された新規性、公益性のある企画、事業等

第3条 北陸支部賞は第2条の各項目の名称を用いて部門と表記して、「北陸支部賞（部門名）」と称する。各部門について該当者のいない場合には授与を見送る。

第4条 受賞者は原則として北陸支部に所属する学会員または特別会員とする。しかし、顕著な業績のある場合にはその限りでない。

### 第3章 表彰委員会

第5条 北陸支部賞を選考する表彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第6条 委員会は委員長、幹事1名、委員数名とする。

第7条 委員長は支部長が任命する。

第8条 幹事、委員は委員長が選任する。

#### **第4章 応募**

第9条 北陸支部賞の応募は別途定める「応募・推薦要領」とする。

#### **第5章 審査及び決定**

第10条 応募業績の審査及び受賞候補の推薦は委員会で行い、受賞業績の決定は商議員会で行う。

#### **第6章 表彰**

第11条 総会において支部長が賞状を授与する。

#### **第7章 表彰規定の改廃・改訂**

第12条 この規定を改廃・改訂するときは商議員会の議決を経て、支部総会の承認を得なければならない。